

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年6月22日（平成29年（行情）諮問第261号）

答申日：平成30年7月19日（平成30年度（行情）答申第182号）

事件名：南スーダン共和国ミッションへの自衛隊施設部隊に対するいわゆる「
駆け付け警護」の任務付与に当たっての決裁関連文書の開示決定に
関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「南スーダン共和国ミッションへの自衛隊施設部隊にいわゆる『駆け付け警護』の任務付与にあつての決裁関連文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について（決裁文書）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月17日付け防官文第413号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、電磁的記録の特定を求める。

2 審査請求の理由

本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、法11条を適用して平成29年11月7日まで開示決定等の期限を延長し、まず、本件開示請求に該当する行政文書として本件対象文書を特定し、原処分を行った。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は「国の解釈によると、『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、電磁的記録は保有していない。
- (2) 以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年7月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更に関する決裁文書である。

処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、1回目の決定として、原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、紙媒体の文書であり、防衛省内部部局内の決裁終了後、紙媒体の決裁文書を保存したものである。よって、防衛省においてその電磁的記録は保有していない。

イ 原処分に当たり、防衛省内部部局において、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録の保有は確認できなかった。

ウ 本件審査請求を受け、确实を期すために再度上記イと同様の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録の保有は確認できなかった。

- (2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書には手書きの書き込み等があることから、紙媒体の文書であると認められる。これを踏まえると、本件対象文書の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件対象文書（電磁的記録）を保有してい

るとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、開示した決定については、諮問庁が、防衛省において本件対象文書の電磁的記録を保有していないとしていることは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久